

定住促進奨励金の 申請手続きについて



鞍手町のコミュニケーションマーク

1 申請方法

申請は、10年間毎年必要です

申請には以下の書類が必要です。次の①～⑦の書類を準備して、鞍手町へ申請してください。
(⑥⑦は、申請後、②に基づき鞍手町で確認しますので、申請者が準備する必要はありません。
※2年目以降の申請書類は①のみとなります。(②～⑤の書類は提出不要)

書類	準備方法
① 鞍手町定住促進奨励金交付申請書	記入例を参考にしながらもれなく記入してください。用紙は役場で配布するほか、鞍手町のホームページからもダウンロードできます。
② 鞍手町定住促進奨励金交付申請チェックリスト	チェック内容を確認し該当する項目のチェック欄にチェックし、記名してください。
③ 取得した土地と住宅の登記事項証明書 (全部事項を証明したもの、コピー不可)	法務局で取得してください(有料)。 申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、必ず 原本を提出してください。
④ 住宅の間取り図 (コピー可)	住宅販売会社や工務店などから受け取った間取図・設計図など、宅内の設備が分かる図面の写しを提出してください。
⑤ 奨励金の振り込み先として指定する口座情報の写し	□座名義人、□座番号、銀行コード、支店コード、□座種別が確認できる紙媒体の通帳又は電子通帳の写しを提出してください。
⑥ 申請する年度の固定資産税を納付したことを証明する書類	提出は不要です。役場で確認します。
⑦ 申請する家に住んでいる全ての人の住民票の写し	提出は不要です。役場で確認します。 ただし、同居家族の住民票上の住所が、申請する家の住所とは異なる場合は、提出が必要です。

2 申請期間

毎年 8月1日～10月31日 8時30分～17時15分まで (木曜日は19時まで)
土・日・祝日を除きます

3 申請先 (お問い合わせ先)

鞍手町役場 まちづくり課まちづくり戦略係(役場2階) ※持参・郵送のどちらでも結構です。
〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地 ☎0949-42-2111 (内線311)
鞍手町HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

共有名義で所有している場合の申請

(所有者全員からの交付申請が必要です)

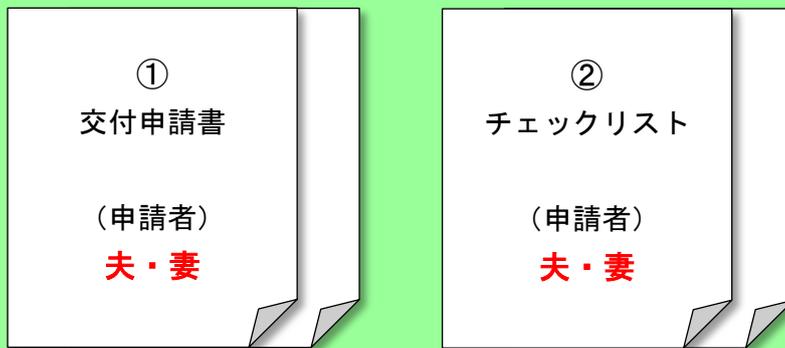
住宅の所有者が複数人（共有名義）である場合は、所有者全員からの交付申請が必要です。

例えば、夫婦で住宅を所有している場合、夫と妻のそれぞれが申請書類を提出することになります。この場合、夫と妻のそれぞれが準備する書類は、①鞍手町定住促進奨励金交付申請書、②鞍手町定住促進奨励金交付申請チェックリストのみで、それ以外の書類は夫婦で1部で構いません。

次のように提出してください。

【例】夫婦の共有名義にしている場合

■夫と妻がそれぞれ1部ずつ提出するもの



共有名義の場合は、①②の枚数が増えることになります。

■夫と妻の2人で1部を提出するもの



⑤口座情報の写しについて、代表者口座で受け取り希望の場合は1部
別々の口座で受け取り希望の場合はそれぞれの写しを提出してください。

登記事項証明書の手について

土地や建物の登記事項証明書（全部事項証明）は、法務局で取得してください（有料）。
その際、**前もって「登記記録上の地番・家屋番号」を確認しておいてください。**
登記完了証、登記識別情報通知書または登記済証（いわゆる権利証）に記載してあります。

■オンラインで取得（所要10分程度）

右のQRコードからオンラインで簡単に取得できます。

<メリット> ①金額が窓口で取得するよりも安い。

②来庁不要のうえ、平日21時まで利用可能。



■窓口で取得

法務局は、国（法務省）の出先機関で、鞍手町を管轄する支局は直方市内にあります。

・福岡法務局直方支局の所在地

〒822-0015 直方市新町2丁目1番24号 TEL 0949-23-4948



役場や法務局などの行政機関が発行する証明書の有効期間は、3ヶ月間とされています。
前もって入手する場合は、有効期間をふまえて、交付申請書の提出日にご注意ください。
申請時に有効期間が過ぎている場合は、再度取得していただくこととなります（有料）。

奨励金の申請から交付までの流れ

1 交付申請

毎年8月1日から10月31日まで

申請者は、奨励金の交付申請書類一式を準備し、役場に申請します。

交付期間は10年間です。毎年申請が必要です。

申請を忘れると、その年の奨励金は交付されませんのでご注意ください。

2 交付決定

申請した年の翌年の1月ごろ

役場で申請書類の内容を審査し、申請者に交付決定通知書を送付します。

審査の結果、交付要件に当てはまらない場合は、交付却下通知書を送付します。

3 交付

申請した年の翌年の3～5月ごろ

交付決定に基づいて、申請者が指定する金融機関口座へ奨励金を送金します。

(税金などに滞納がある場合は、交付いたしません)

上記の1～3の手続きが10年間続きます。

申請の受付開始時期は、毎年、町の広報紙やホームページ、フェイスブックなどでお知らせする予定ですが、対象となる方への郵便などによる直接のお知らせは予定していませんのでご注意ください。

対象となる方は、毎年8月から10月までの間に忘れずに申請してください。

■ 鞍手町ホームページ

<https://www.town.kurate.lg.jp> (lg:エルジー)

■ 鞍手町フェイスブック

<http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

※申請書類は、町のホームページからダウンロードできます。